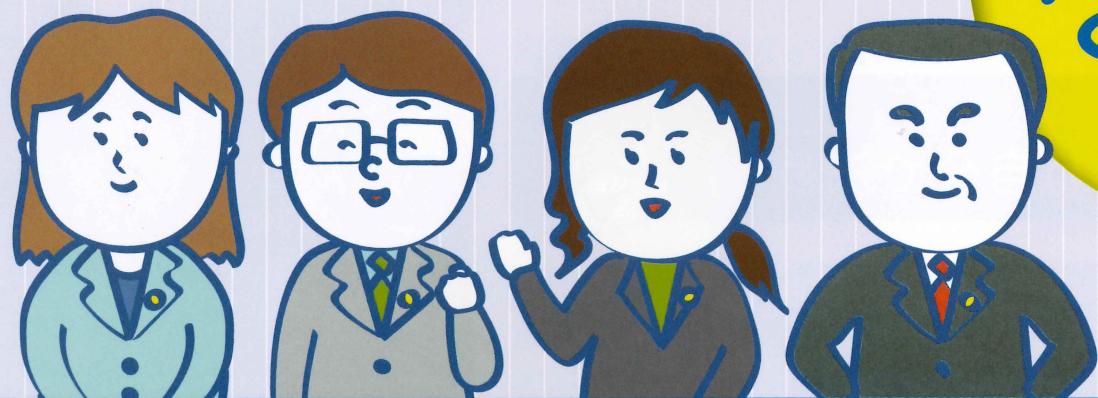


ご本人の意思を尊重した  
後見業務って

なに?



司法書士とともに  
**成年後見**  
を考える

**りーガル さぽーと**  
**にゅーす**

legal support news



今回は  
対談でご紹介!

リーガル  
サポートマン

リーガル  
サポートって  
何?

vol.3

# 特 別 対 談

2000年4月に施行された「成年後見制度」。リーガルサポートが創設されてからも、すでに20年が経ちました。その節目にあたり行われた、リーガルサポート大阪支部の梶田美穂支部長と、成年後見制度に精通する松川正毅教授による2020年秋の対談の模様をお届けします。

## 対談テーマ 「自分の生き方は自分で決める」

**任意後見制度は、自分が頼みたい人を決める制度**

**梶田** 支部長(以下梶田) 20年経ったとはいえ、成年後見制度は必要な人にまだまだ利用されていないのが現実です。「もっと早く相談があれば…」と思うケースが多くあります。

**松川** 先生(以下松川) 司法書士の皆さんには、さまざまな成年後見制度の現場を見られていますね。

**梶田** 例えば、介護サービスを拒否されている認知症の方が脱水状態で倒れているのを、未払いの家賃を督促にきた家主さんが発見された、といったケースは少なくありません。後見人が選任されれば、ご本人の代りに介護サービスの利用契約をしたり、家賃を支払ったりもできていました。

**松川** そういった人に早め早めの援助ができるよう、社会で認識される必要がありますね。

**梶田** シグナルが出始めたときに、判断能力の低下が軽度でも利用できる「補助」や「保佐」といった成年後見制度を利用されると、日常生活がレベルダウンするのも防げるはず。令和元年の法務省のデータ<sup>(※1)</sup>では、契約時のご本人の平均年齢は80歳だそうです。

**松川** それは遅いですね。自分に判断能力がある間に、「財産管理等

委任契約」「任意後見契約」と「遺言」をセットで組み立てておくことが、大事なのかもしれないですね。

**梶田** 「任意後見契約」にあわせて「見守り契約」を結んでおくことも大切だと思います。「見守り契約」は、まだ財産管理事務をしていない段階で、年に数回面談したり電話で話したりしながら、お互いに理解し合い、信頼関係をつくっていく契約です。

こういう期間があると、ご本人の判断能力が低下してしまって、どんな生き方を望んでおられるかがよくわかり、後見事務も自信をもって行えます。

### どんな余生にしたいのか、自分なりに人生をデザイン

**梶田** 私が任意後見契約を締結している方には、いわゆる“おひとり様”が多いのですが、身近に頼れる人がいない方ほど、真剣に行く末のことを考えておられるように感じます。

自分なりに人生のデザインをしようと思って任意後見契約されている方が多いんですよ。

**松川** どう余生を送りたいか、前向きにしっかりと考えておられるのですね。

**梶田** 任意後見契約は、認知症などになって初めて効果を発揮する保険みたいなものですが、いざそ



100人いれば、  
100通りのオーダーメイドの  
支援を実現

**梶田** 成年後見制度が始まった頃は、ご本人にどんな風に安全・安心に暮らしてもらうかという点に注眼があったように思います。

しかし今では、判断能力が不十分な状態で使い始める法定後見においても、ご本人はどう暮らしたいと思っているのかをきちんとくみとて実現させることが、「生活の質」の向上に大切だと考えられるようになり、後見人にもそうした姿勢が求められています。

**松川** それは重要なことです。民法第858条【成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮】でも、成年被後見人の意思の尊重はしっかりうたわれています。

**梶田** 全く歩けないのに、ずっとご自宅で過ごしたいという強固な意思で、自宅で一人暮らしを選択される方もいます。

**梶田** 身近に頼れる家族がいたとしても、そのなかでどの人に任せたいのかを決めておく、という使い方もあります。自分で判断できなくなったときに、どうしてほしいかをご家族にしっかり託せるのではないかでしょうか。

**松川** 自分の信頼する人に後見を行ってもらえるというのは、安心感を与えてくれますね。

の理念の重要性が強調されていますね。意思決定支援は、関わる支援者がチームとなって、ご本人が自分自身で決められるようにサポートしていくもの。その前提として、ご意向やお望みを理解することは大切になります。

**梶田** 自分の暮らし、自分の生き方をその人自身が決めるのは当たり前のことで。それは判断能力が不十分な人の場合でも同じだというのが、意思決定支援の考え方の出発点です。

できる限り実現するためには、ケアマネジャー・ヘルパー、看護師など、ほかの支援者と日常的に連携して、チームで支援する体制を整えておくことも重要です。

**松川** これからもリーガルサポートの皆さんには、地道に現場で頑張ってほしいです。

100人がいれば、100通りの支援があると思うのですが、そんな「オーダーメイドの成年後見事務」をぜひ実現させてください。

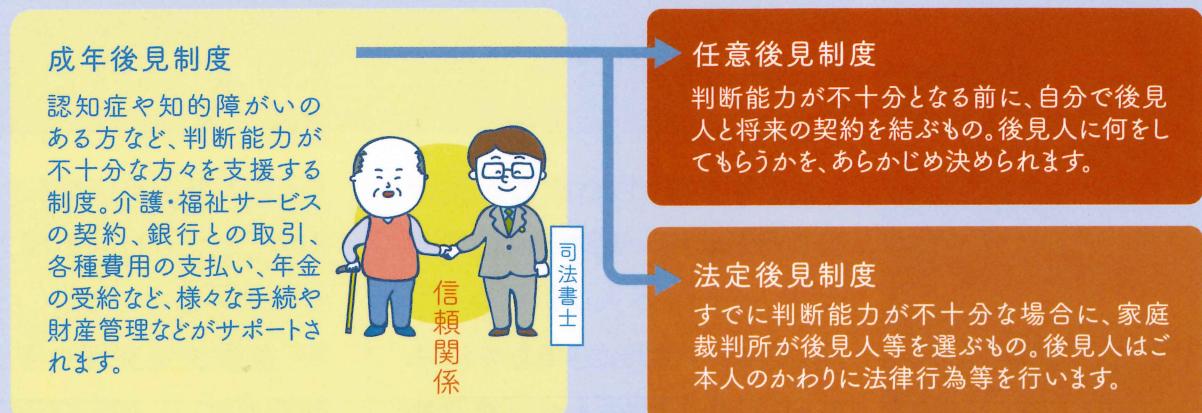
**梶田** ご本人に会って行う後見事務の経験やノウハウを、全国の会員と共有し議論しながら積みあげてきたことが、私たちリーガルサポートの強みです。先生のおっしゃる「オーダーメイドの成年後見事務」を実践できるよう、今年も「リーガルサポートおおさか」会員一同、頑張ります。

## リーガルサポートにお任せください

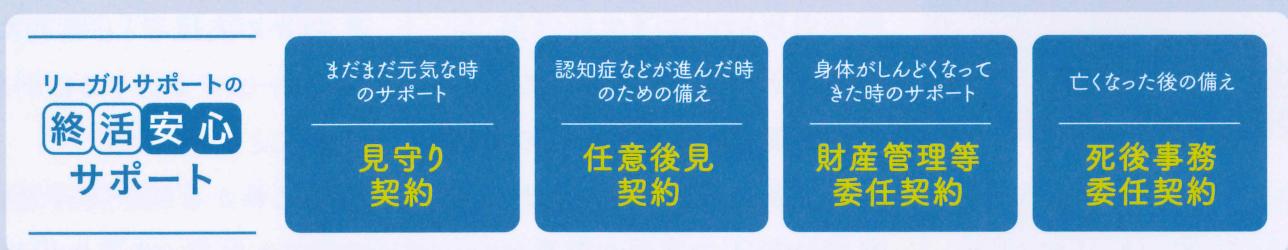
### 「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。



リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成しています。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。



リーガル  
サポート  
の電話相談

Tel. 06-4790-5656 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目／大阪司法書士会館

毎週木曜

（祝日は除く）

13:00～16:00  
（受付）15:30まで

予約不要

Tel. 06-4790-5643  
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東／司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

（祝日は除く）

13:30～16:30  
（受付）15:40まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099  
平日10:00～16:00に  
お電話でご予約ください。  
堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6  
Tel. 06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)  
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)